

令和6年9月11日

内閣府

特命担当大臣（防災）松村 祥史 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 高橋 弘枝



都道府県における災害支援ナースの体制整備に関する要望書

令和6年能登半島地震において、日本看護協会及び都道府県看護協会は、発災6日目から延べ2,982人の災害支援ナースを派遣し、人々の生命と暮らしを守るための支援を実施しました。活動場所となった避難所では、トイレや段ボールベッドの確保が十分ではなく、感染症のまん延や日常生活動作（ADL）の低下、慢性疾患の増悪等を助長するような劣悪な生活環境もみられました。これらを解決するためには、避難所の設置主体である自治体が平時から避難所の環境整備を進めることが重要です。

さらに、災害支援ナースが被災地で活動する中で、地理的な条件や気象条件、施設の被災状況等が重なり、活動場所までの移動手段や宿泊場所等の確保は困難を極めました。支援者自身が安全に活動できるよう、支援者の活動環境を整備・確保することが喫緊の課題です。

また今般、災害支援ナースは改正医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」として位置づけられました。新たな災害支援ナースは、都道府県が地域の実情に応じて体制を構築することとなっており、現在、各都道府県でその整備が進められているところです。しかし、派遣調整実務の実施を誰が担うか等について未だ都道府県と都道府県看護協会の間で委託契約が締結されていない等、各都道府県における災害支援ナースに関する体制整備が十分に検討されておらず、実効性ある仕組みとなっていないことが懸念されます。

大規模災害下で、看護職が「医療」と「生活」の視点をもって被災者のニーズに応え、健康を維持するための活動を行うためには、より円滑かつ迅速に災害支援ナースの活動が可能になる仕組みが必要です。そのため、今後の災害発生時に、必要な看護を被災地に届けられるよう、以下のとおり要望いたします。

要望事項

1. 避難者への支援に加え、支援者が安全に活動するための活動環境の整備として、各自治体で支援者の移動手段や宿泊の確保等の平時からの準備が可能となるよう、災害救助法や災害対策基本法等に位置付けられたい。
2. 全ての都道府県において、災害時等に確実かつ効率的に災害支援ナースを派遣・活動できる体制となるよう一層の対策を講じられたい。
3. 平時からの準備として、避難者の健康を害さないための避難所環境の整備及び受援体制の整備を含む各自治体の災害対応力の強化に係る交付金等の措置を講じられたい。